

徳島県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。  
令和二年七月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

医療法人平成会	名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
小松島市中田町字土持二一 二五		さいとう整形外科ク リニック	小松島市中田町字土持二一 二五	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和二年六月一日	